

概要版

令和7年度

富士宮市教育委員会
自己点検・評価報告書

(令和6年度実施事業対象)

令和7年11月

富士宮市教育委員会

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、令和5年度の富士宮市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について行った点検及び評価の結果をまとめたものである。

令和7年11月

富士宮市教育委員会

教育長 望月俊伸
委 員 輿水まゆみ
委 員 藤田泰秀
委 員 関根淑絵
委 員 深澤信隆

目 次

I	はじめに	1
1	趣旨	1
2	点検・評価の対象	1
3	点検・評価の方法	1
4	自己点検・評価シートの構成	2
II	自己点検・評価シート	4
大項目 1	教育委員会の活動	4
大項目 2	教育委員会が管理・執行する事務	7
大項目 3	教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	8
III	学識経験者の意見	22
IV	学識経験者の総合所見	27
V	総合評価（自己点検・評価を終えて）	30
【参考】	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	31

I はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下 Iにおいて「地教行法」という。)により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」とされていることから、当教育委員会も毎年、報告書を作成し、ホームページ等を通じて市民へ公表しています。

点検及び評価を行うに当たっては、学識経験者の皆様に教育委員会の自己点検・評価の案などをお示しした上で御意見を頂き、それを参考にさせていただきながら、教育委員会自らの点検及び評価を行いました。

また、教育委員会の行う事業の体系と内容、前年度の事業実績については、別途公開している令和6年度及び令和7年度「富士宮の教育」並びに令和6年度「決算に係る主要施策の成果に関する報告書」を御参照願うこととし、本報告書には掲載していません。

1 趣旨

富士宮市教育委員会は、地教行法第26条の規定に基づき、毎年、その権限に属する主要な施策や事務事業の取組状況について、政策効果を把握し、その必要性・効率性等の観点から、自ら点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにしています。それにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、この点検及び評価の結果に関する報告書を作成して市議会に提出し、また、一般に公表することにより、信頼される教育行政を推進しようとするものです。

2 点検・評価の対象

令和6年度に実施した事業

3 点検・評価の方法

点検及び評価の実施に当たっては、令和6年度の事業について、その実施状況を総括し、課題や今後の取組の方向性について点検及び評価を行うとともに、教育に関し学識経験を有する者の知見活用として、「富士宮市教育事務点検評価委員」の皆様から御意見・御助言をいただきました。

富士宮市教育事務点検評価委員名簿

(順不同、敬称略)

氏 名	所 属 等
佐野真紀	国立大学法人愛知教育大学准教授
中村雅子	人材戦略コンサルティング会社代表取締役 元市役所職員
大崎悟	元市校長会 会長

任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 自己点検・評価シートの構成

教育委員会の事業内容及び事業体系を大きく3つの大項目に区分し、自己点検・評価シートを構成しています。

(1) 大項目1 教育委員会の活動

教育委員会という組織の自らの行動、すなわち、教育委員が自ら行う行為・活動を中心に6つの中項目に分け、点検・評価事項として小項目を設けました。

この大項目については、各行為・活動における達成の度合いを計るために適切だと思われる評価指標を定め、目標及び実績を表した上で、達成の度合いをS・A・B・C・Dで評価しています。ただし、評価指標を数値で表すことが適当でないものは「本施策は数値設定をしない。」と表記し、取組実績を具体的に文章で記載した上で、同じくS・A・B・C・Dで評価を行うこととしています。

【取組実績】は、重点施策に関して、年度中に取り組んだ主な実績を記載しており、内容は、重点施策を達成するために特に力を入れた点、実際に取り組んだ効果的な事業等を述べており、評価指標の実績値の増減理由を説明する場合も、この欄にて説明しています。

(2) 大項目2 教育委員会が管理・執行する事務

地教行法及び富士宮市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則（昭和47年富士宮市教育委員会規則第3号）の定めるところにより、教育委員会の権限のうち教育長に委任せぬ教育委員会が合議によって定め実施する事項について、教育委員会が自ら管理・執行する事務として区分し、13の項目に分けて構成しました。

これらの項目については、教育委員会が計画し実施する性質のものではなく、事象が発生したときに法律等により実施義務が生じるものであり、評価というよりも点検の性質が強く、事業実施年度における事象の発生状況とその事象への対応状況の点検を行うものであることから、ここでは実施した内容を集計し、報告するものとして、評価は行っていません。

(3) 大項目3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

教育委員会の職務及び事業から(1)及び(2)に掲げた事項を除いた部分について、管理・執行を教育長に委任して行う事務としてまとめました。

この部分については、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定した「第3次富士宮市教育振興基本計画」の「第4章 方針及び重点施策」を用いて、1から4までの各方針の重点施策を点検及び評価の項目としました。

Ⅱ 自己点検・評価シート

【大項目1】 教育委員会の活動（主管課：教育総務課）

(大項目1の評価方法)

◎ 5段階評価とし、以下の達成状況により評価しています。

S ……計画以上の成果をあげた。（おおむね120%以上）

A ……達成している。（おおむね100%以上）

B ……おおむね達成している。（おおむね80%以上100%未満）

C ……達成していない。（おおむね60%以上80%未満）

D ……全く達成できていない。（おおむね60%未満）

中項目(1) 教育委員会の会議の運営改善						
小項目ア 教育委員会会議 の開催回数	年 度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
	目 標	毎月1回以上の会議の開催	毎月1回以上の会議の開催	毎月1回以上の会議の開催	毎月1回以上の会議の開催	毎月1回以上の会議の開催
	実 績	定例会毎月1回、臨時会5回 計17回開催	定例会毎月1回、臨時会2回 計14回開催	定例会毎月1回、臨時会2回 計14回開催		
	評 価	A	A	A		
小項目イ 教育委員会会議 の運営上の工夫	年 度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
	目 標	本施策は数値設定をしない。 (業務内容が多岐にわたり、目標を数値化し難いため。)				
	実 績					
	評 価	B	B	A		
中項目(2) 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信						
小項目ア 教育委員会会議 の傍聴者の状況	年 度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
	目 標	12人	12人	12人	12人	12人
	実 績	11人	17人	15人		
	評 価	B	S	S		
小項目イ 議事録等の公開 広報・広聴活動 の状況	年 度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
	目 標	全ての定例会等の議事録を公開	全ての定例会等の議事録を公開	全ての定例会等の議事録を公開	全ての定例会等の議事録を公開	全ての定例会等の議事録を公開
	実 績	全ての定例会等の議事録を公開	全ての定例会及び総合教育会議の議事録を公開	全ての定例会及び総合教育会議の議事録を公開		
	評 価	A	A	A		

中項目(3) 教育委員会と事務局との連携						
教育委員会と 事務局との連携	年 度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
目標	本施策は数値設定をしない。 (業務内容が多岐にわたり、 目標を数値化し難いため。)					
実 績						
評 価	A	A	A			

中項目(4) 教育委員会と首長の連携						
教育委員会と 首長との意見 交換会の実施	年 度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
目標	総合教育会議を年2回開催	総合教育会議を年2回開催	総合教育会議を年2回開催	総合教育会議を年2回開催	総合教育会議を年2回開催	総合教育会議を年2回開催
実 績	総合教育会議を年2回開催	総合教育会議を年2回開催	総合教育会議を年2回開催			
評 価	A	A	A			

中項目(5) 教育委員の自己研さん						
研修会への参加 状況	年 度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
目標	新型コロナウイルスの状況を踏まえ、研修会が開催された場合には1人以上の参加	延べ3人以上の研修会の参加	延べ3人以上の研修会の参加	延べ4人以上の研修会の参加	延べ4人以上の研修会の参加	
実 績	各種研修会に延べ6人が参加	各種研修会に延べ6人が参加	各種研修会に延べ7人が参加			
評 価	S	S	S			

中項目(6) 学校及び教育施設に対する支援・条件整備						
小項目ア 学校訪問	年 度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
目標	R3・R4の2年間で全ての学校を訪問する	教育長と事務局とですべての市立小中学校への学校訪問を実施	教育長と事務局とですべての市立小中学校への学校訪問を実施	教育長と事務局とですべての市立小中学校への学校訪問を実施	教育長と事務局とですべての市立小中学校への学校訪問を実施	教育長と事務局とですべての市立小中学校への学校訪問を実施
実 績	令和3年度に訪問しなかった21校を訪問した。	全ての市立小中学校への学校訪問を実施した。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止による学級閉鎖があった学校3校は、リモートによる実施であった。	市立小中学校34校すべての学校を訪問した。			
評 価	A	A	A			
小項目イ 教育委員による 学校・教育施設 の訪問	年 度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
目標	新型コロナウイルスの状況を踏まえ、可能であれば所管施設への訪問	学校・所管施設の訪問を1回以上実施	学校・所管施設の訪問を1回以上実施	学校・所管施設の訪問を1回以上実施	学校・所管施設の訪問を1回以上実施	学校・所管施設の訪問を1回以上実施
実 績	計3回の施設訪問を実施した。	計2回の施設訪問を実施した。	1回の施設訪問を実施した。			
評 価	A	A	A			

【大項目2】 教育委員会が管理・執行する事務

項目 (主管課)	実施の 状況	備考
(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。 (教育総務課)	右記のとおり	令和7年度の教育行政の基本的な方針について、令和7年2月に教育委員会に諮り決定した。
(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと。 (教育総務課)	4件	富士宮市立学校の通学区域を定める規則の一部改正ほか3件の改正を行った。
(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。 (教育総務課)	1件	富士宮市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針を策定した。
(4) 職員の任免を行うこと。(人事異動含む) (教育総務課)	3件	正規職員の人事異動及び退職について決定した。
(5) 県費負担教職員の任免その他の進退について内申すること。(人事異動含む) (学校教育課)	1件	県費負担教職員の任免等の内申を行った。
(6) 県費負担教職員の服務、監督の一般方針を定めること。 (学校教育課)	0件	令和6年度は実施していない。
(7) 学校教育及び社会教育に関する各種の委員等の任命及び委嘱すること。 (教育総務課)	6件	学校運営協議会委員の任命や生涯学習委員会委員の委嘱のほか4件について決定した。
(8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価に関すること。 (教育総務課)	右記のとおり	令和6年度事業について、教育事務点検評価委員による知見の活用を図りながら点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成した。報告書は、令和6年12月に市議会に提出するとともに、市ホームページ及び公共施設で公表した。
(9) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。 (教育総務課)	15件	予算6件、決算1件、指定管理者の指定1件及び富士宮市民文化会館リニューアル工事請負契約の締結ほか契約の締結及び変更6件について審議した。
(10) 教科用図書の採択を行うこと。 (学校教育課)	右記のとおり	令和7年度から使用する中学校教科用図書について、富士市教育委員会と協働し、富士地区教科書研究委員会を4回、富士地区教科用図書採択連絡協議会を2回開催し、富士市、富士宮市の教育委員会に採択案を建議し、同意を得た。
(11) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。 (学校教育課)	0件	令和6年度は実施していない。
(12) 学齢児童及び生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。 (学校教育課)	右記のとおり	富士宮市小中学校通学区域審議会が1回開催され、富士宮第一中学校における特別支援学級の新設及び人穴小学校への小規模校特認校制度の適用について審議し、通学区域及び小規模特認校制度に関する基準を変更した。
(13) 指定文化財を指定し、又は解除すること。 (文化課)	0件	令和6年度は新規指定、解除案件なし。

【大項目3】 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

大項目3の評価方法

● 評価

- S … 大幅に上回った。（おおむね120%以上）
- A … 十分に上回った。（おおむね100%以上120%未満）
- B … 達成した。（おおむね80%以上100%未満）
- C … 下回った。（おおむね60%以上80%未満）
- D … 大幅に下回った。（おおむね60%未満）

富士宮市教育振興基本計画 方針1 確かな学力と心を育む学校教育の充実

重点施策(主管課) (1) 確かな学力が育つ授業の充実(学校教育課)						
点検・評価						
評価指標		R4	R5	R6	R7	R8
「みんなで、学び合う授業は楽しく、授業の内容が分かるようになる。」と答える児童生徒の割合（「学校評価アンケート」より）	目標	92.0%	92.0%	92.0%	92.0%	92.0%
	実績	92.0%	91.0%	94.0%		
	評価	A	B	A		
【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】						B

重点施策(主管課) (2)「富士山学習PART II」の充実(学校教育課)						
点検・評価						
評価指標		R4	R5	R6	R7	R8
「興味を持った課題を見つけ、意欲的に追究を続けている。」と回答する児童生徒の割合（「学校評価アンケート」より）	目標	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
	実績	87.0%	93.0%	89.0%		
	評価	B	A	B		
【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】						B

重点施策(主管課) (3)外国語教育の充実(学校教育課)						
点検・評価						
評価指標		R4	R5	R6	R7	R8
「生活の中で、挨拶等、英語を使っている」と回答する児童生徒の割合（「外国語アンケート」より）	目標	80.0%	82.0%	82.0%	83.0%	83.0%
	実績	81.2%	81.7%	82.5%		
	評価	A	B	A		
【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】						A

重点施策(主管課) (4)道徳教育の充実(学校教育課)						
点検・評価						
評価指標		R4	R5	R6	R7	R8
「道徳の時間が、自分の生活を振り返ったり、生き方を考えたりする良い機会となっていれる。」と回答する児童生徒の割合（「学校評価アンケート」より）	目標	93.0%	93.0%	93.0%	93.0%	93.0%
	実績	95.0%	96.0%	93.0%		
	評価	A	A	A		
【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】						A

重点施策(主管課) (5)生徒指導の充実(学校教育課)						
点検・評価						
評価指標		R4	R5	R6	R7	R8
「いじめや悩み、困ったことがあると、先生はすぐに対応してくれる。」と回答する児童生徒の割合（「学校評価アンケート」より）	目標	92.0%	92.0%	92.0%	92.0%	92.0%
	実績	93.0%	94.0%	95.0%		
	評価	A	A	A		
【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】						A

重点施策(主管課) (6)体力の向上と食育の充実(学校教育課)						
点検・評価						
評価指標		R4	R5	R6	R7	R8
小学5・6年生と中学校全学年の男女それぞれの新体力テストの種目（小学校2学年×8種目×2【男女】+中学校3学年×8種目×2【男女】）=計80種目中、85%以上の種目（68種目以上）が県平均を上回る。	目標	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
	実績	92.6%	78.8%	80.0%		
	評価	A	B	B		
3色そろった食事の摂取（「学校評価アンケート」より）	目標	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
	実績	85.0%	85.0%	85.0%		
	評価	B	B	B		
【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】						B

重点施策(主管課)		(7)教職員の資質の向上(学校教育課)					
		点検・評価					
評価指標			R4	R5	R6	R7	R8
「学校経営目標と教員等育成指標を踏まえて、適切な自己目標を設定し、その達成のために努力している」と回答する教職員の割合 （「学校評価アンケート」より）		目標	92.0%	92.0%	92.0%	92.0%	92.0%
		実績	90.0%	99.0%	99.0%		
		評価	B	A	A		
【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】						A	

重点施策(主管課)		(8)特別支援教育の充実(学校教育課)					
		点検・評価					
評価指標			R4	R5	R6	R7	R8
「先生は、自分に合わせた指導をしてくれるので、安心して学校生活が送れる。」と回答する児童生徒の割合 （「学校評価アンケート」より）		目標	92.0%	93.0%	93.0%	93.0%	93.0%
		実績	93.0%	95.0%	94.0%		
		評価	A	A	A		
【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】						A	

富士宮市教育振興基本計画 方針2 学校・家庭・地域の連携による地域教育の推進

重点施策(主管課)		(1)「学校力育成会議提言アクションプラン」の推進(学校教育課)					
		点検・評価					
評価指標			R4	R5	R6	R7	R8
富士宮市教育委員会の主要施策（アクションプラン）実施状況		目標	本施策は数値設定しない (業務内容が多岐にわたり、数値化し難いため。)				
		実績					
		評価	B	B	B		
【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】						B	

重点施策(主管課)		(2)「教育の日」の設定(学校教育課)					
		点検・評価					
評価指標			R4	R5	R6	R7	R8
「地域の人たちと話をしたり一緒に学んだりすることをとおして学びを深められた」と回答する児童生徒の割合		目標	80.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%
		実績	88.3%	85.0%	89.0%		
		評価	A	A	A		
【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】						A	

重点施策(主管課)		(3)「地域とともにある学校」の推進(学校教育課・社会教育課)					
		点検・評価					
評価指標			R4	R5	R6	R7	R8
コミュニティ・スクールを設置、または設置に向けた準備をしている学校の割合（準備校はコミュニティ・スクール研究校、あるいは地域学校協働本部設置校とする）		目標	60.0%	60.0%	80.0%	100.0%	100.0%
		実績	45.7%	76.4%	85.2%		
		評価	C	A	A		
【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】						A	

重点施策(主管課)		(4)非行防止指導の推進(社会教育課)					
		点検・評価					
評価指標			R4	R5	R6	R7	R8
声掛け運動実践者数		目標	16,000人	16,200人	16,400人	16,600人	16,800人
		実績	16,106人	16,361人	16,630人		
		評価	A	A	A		
【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】						A	

重点施策(主管課)		(5)教育相談・指導の推進(社会教育課)					
		点検・評価					
評価指標			R4	R5	R6	R7	R8
適応指導教室通級者の学校復帰を目指す		目標	本施策は数値設定しない (業務内容が多岐にわたり、数値化し難いため。)				
		実績					
		評価	B	B	B		
【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】						B	

富士宮市教育振興基本計画 方針3 生涯学習社会の基盤づくりの推進

重点施策(主管課)		(1)学習活動の推進(社会教育課)					
		点検・評価					
評価指標			R4	R5	R6	R7	R8
公民館等主催事業参加者数	目標	30,000人	35,000人	42,000人	50,000人	50,000人	
	実績	29,247人	31,768人	33,760人			
	評価	B	B	B			
【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】						B	

重点施策(主管課)		(2)子ども読書活動の推進(社会教育課)					
		点検・評価					
評価指標			R4	R5	R6	R7	R8
読み聞かせ事業実施回数延べ参加者数	目標	7,000人	8,000人	9,000人	10,000人	10,000人	
	実績	8,744人	8,483人	10,103人			
	評価	S	A	A			
【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】						A	

重点施策(主管課)		(3)文化・芸術活動の推進(文化課)					
		点検・評価					
評価指標			R4	R5	R6	R7	R8
芸術文化活動事業の開催回数	目標	155回	155回	155回	155回	155回	
	実績	122回	147回	142回			
	評価	C	B	B			
【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】						B	

重点施策(主管課)		(4)文化財の保護と活用の推進(文化課)					
		点検・評価					
評価指標			R4	R5	R6	R7	R8
「歩く博物館」、出前講座等の参加人数	目標	600人	600人	600人	600人	600人	
	実績	615人	546人	427人			
	評価	A	B	C			
【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】						B	

重点施策(主管課)		(5)「市民ひとり1スポーツ」の推進(スポーツ振興課)					
		点検・評価					
評価指標			R4	R5	R6	R7	R8
実技指導者派遣回数	目標	15回	15回	15回	15回	15回	
	実績	12回	11回	11回			
	評価	B	B	B			
【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】						B	

重点施策(主管課)		(6)国際大会等の誘致・開催の推進(スポーツ振興課)					
		点検・評価					
評価指標			R4	R5	R6	R7	R8
関係団体と調整しながら事業を進める	目標	本施策は数値設定しない (業務内容が多岐にわたり、数値化し難いため。)					
	実績						
	評価	B	A	A			
【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】						A	

重点施策(主管課)		(7)社会体育施設の整備・活用の推進(スポーツ振興課)					
		点検・評価					
評価指標			R4	R5	R6	R7	R8
体育施設の利用者数	目標	640,000人	670,000人	700,000人	730,000人	730,000人	
	実績	521,567人	568,170人	617,591人			
	評価	B	B	B			
【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】						B	

重点施策(主管課)	(8)図書館活動の推進(中央図書館)					
点検・評価						
評価指標		R4	R5	R6	R7	R8
人口1人当たりの貸出冊数（第5次総合計画）	目標	6.8冊/人	6.8冊/人	6.9冊/人	7.0冊/人	7.0冊/人
	実績	5.7冊/人	5.4冊/人	5.6冊/人		
	評価	B	B	B		
	【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】					B

富士宮市教育振興基本計画 方針4 安全・安心な教育環境の整備と教育活動の充実

重点施策(主管課)	(1)学校情報化の整備(学校教育課)					
点検・評価						
評価指標		R4	R5	R6	R7	R8
教員のICT活用指導力の状況（「教育の情報化実態調査」より）	目標	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%
	実績	87.2%	86.8%	87.2%		
	評価	A	A	A		
	【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】					A

重点施策(主管課)	(2)安全教育の充実(学校教育課)					
点検・評価						
評価指標		R4	R5	R6	R7	R8
毎年の事故原因で小学生で最も多い「飛び出しによる事故」、中学生で最も多い「自転車事故」をそれぞれ10件以下に抑える。	目標	小中学生ともに10件以下	小中学生ともに10件以下	小中学生ともに10件以下	小中学生ともに10件以下	小中学生ともに10件以下
	実績	小学生1件 中学生10件	小学校4件 中学校19件	小学校5件 中学校12件		
	評価	A	B	B		
	【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】					B

重点施策(主管課)	(3)防災教育の充実(学校教育課)					
点検・評価						
評価指標		R4	R5	R6	R7	R8
「事故、怪我、災害、不審者対応など、万が一の時に自分がとるべき行動について分かっている。」の設問に「十分達成できた」と回答する児童生徒の割合（「学校評価アンケート」より）	目標	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%
	実績	95.0%	95.0%	96.0%		
	評価	A	A	A		
	【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】					A

重点施策(主管課)	(4)学校図書館運営の充実(学校教育課)					
点検・評価						
評価指標		R4	R5	R6	R7	R8
「各学校において学校図書館を活用した授業を、年間で平均した際、学期1回以上実施した割合（「図書アンケート」より）	目標	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
	実績	73.4%	74.4%	79.0%		
	評価	B	B	B		
	【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】					B

重点施策(主管課)	(5)学校施設の計画的整備(教育総務課)					
点検・評価						
評価指標		R4	R5	R6	R7	R8
「市有建築物耐震性能リスト公表対象建物」による小・中学校耐震化率（東海地震に対する耐震性能を有するランクIの割合）	目標	95.0%	95.7%	97.9%	97.9%	99.3%
	実績	95.0%	95.7%	97.9%		
	評価	A	A	A		
	【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】					A

重点施策(主管課)	(6)学校給食の充実(学校給食センター)					
点検・評価						
評価指標		R4	R5	R6	R7	R8
給食に使用された全品目のうち地場産品（県内産）の使用率	目標	48.0%	48.5%	49.0%	49.5%	50.0%
	実績	47.3%	47.5%	41.5%		
	評価	B	B	B		
【第3次富士宮市教育振興基本計画における進捗状況】						B

富士宮市教育委員会の自己点検・評価に対する 教育事務点検評価委員の意見

大項目 1 教育委員会の活動について

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務について

◆ 中 村 雅 子 委員

<大項目 1>

教育委員会の活動について、計画どおりに実施されている。

特に、中項目(1)の教育委員会会議の運営上の工夫について、富士宮市こども計画に対する理解を深めるための勉強会を開催するなど、数値化できない目標の活動をどう可視化するかといった新たな取組を実施したことで評価が上がった。勉強会は継続していくことで効果が得られるので、今後も企画し実施してほしい。

<大項目 2>

教育委員会が管理・執行する事務について、ほぼ計画どおりに実施されている。

若手教職員がキャリア形成を考えられるような施策も、県の指標に沿って実施されているとのことなので、今後は定着率や ES（従業員満足度）を維持できるような方針を策定してほしい。

■ 大 崎 悟 委員

<大項目 1>

中項目(1) 教育委員会の会議の運営改善

「小項目イ 教育委員会会議の運営上の工夫」において、こども・若者の支援を目的として策定された富士宮市こども計画について理解を深めるために、教育長、教育委員、教育部職員及び保健福祉部職員が合同で勉強会を行ったことは、大変意義があると考える。この研修を是非、効果的な実践と成果につなげてほしい。

中項目(6) 学校及び教育施設に対する支援・条件整備

「小項目ア 学校訪問」において、市立中学校全 34 校への学校訪問を実施し、行内研修で研究を進めている内容について、価値付けをしたり、指導助言をしたりした。また、校内や敷地内の安全点検等も目視で確認した。この貴重な学校訪問の機会を通して、富士宮市内の児童生徒一人一人が生き生きとした学校生活を送り、発達段階に応じた健康的な成長を遂げられることを期待している。

<大項目2>

教育委員会が管理・執行する事務については、適正に遂行されている。

項目(3)については、「富士宮市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定し、令和6年4月付けで施行された。国・県の法令・条例及び基本的な方向性を踏まえ、富士宮市の実状を的確にとらえた内容となっている。今後この基本方針をもとに、適正規模・適正配置の具現化を進めていくことで、富士宮市立学校の教育力及び学校力が向上していくことを切に願っている。

項目⑩教科用図書の採択については、富士市教育委員会と協働し、綿密かつ厳格に実施されたことがうかがい知れる。

大項目3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務について

◆ 中村雅子委員

<方針1>

(1) 確かな学力が育つ授業の充実

前年度と比較して満足度が高まったことはすばらしく、「学びの伴走者」の意識転換ができたことが数値で理解できる。次年度への展望にあるように、「深い学び」とはどういうことか、解釈を全体共有し、共通言語にしていく必要があるが、その取組に期待したい。

(2) 「富士山学習PART II」の充実

前年度に対し数値が下がったが、「探求そのものを再度見直し…」とあるように、課題としてしっかりと捉えている。方針1-(1)における「深い学び」と関連すると思われる所以、次年度の取組に期待したい。

<方針3>

(2) 子ども読書活動の推進

評価は前年度と同じであるが、実績の数値の伸びがすばらしい。原画展の開催など興味を引く工夫がされている。SNSを活用した広報活動にも期待したい。

(3) 文化・芸術活動の推進

実績・評価とも前年度を大きく上回り、集客の工夫がうかがえる。文化活動への興味・関心が高まり郷土愛が育めるよう、次年度の活動に期待したい。

■ 大崎 悟 委員

<方針1>

(1) 確かな学力が育つ授業の充実

富士宮市教育委員会は、強い理念のもとに「授業改善」を追い求めてきた。その三本柱が「市内全体研修会」「市教委学校訪問」「教育講演会」とされている。令和6年度は「市内全体研修会」「市教委学校訪問」において、授業者が「指導者」から「学びの伴奏者」への意識転換を図ることができたことは評価に値する。国のねらいである「深い学び」をどう実現していくか、今後さらに研究を深めていってほしい。

(2) 「富士山学習PART II」の充実

「富士山学習」は富士宮市教育委員会の象徴的な施策として、そして、国が進める「総合的な学習の時間」のさきがけとして、長きにわたり取組みを重ねてきた。令和5・6年度の重点とした「探究的な見方・考え方を働かせながら問い合わせを積み重ねる」の実際の姿が見られたことは評価できる。富士山学習発表会については、新型コロナウイルスの感染拡大により、ここ数年、中学校区分散方式で実施してきた。令和8年度に予定されている富士山学習発表会の富士宮市民文化会館での一斉開催では、分散方式の成果を生かしつつ、富士山学習の新しい景色を求めていってほしい。

(6) 体力の向上と食育の充実

新体力テストの結果を小中学校別の研究部で分析し、市内の体力要素の特徴をつかみ、その改善に向けて取り組んでいることは、大変評価できる。究極は、児童生徒個々の体力の向上につなげていくことが大切である。

3色そろった食事の摂取については、「食に関する指導の全体計画の作成」「栄養教諭、学級担任、家庭科担当による食育の授業の実施」「宮っこオリジナル朝食コンクールの開催」など、教育委員会は、様々な角度から目標達成に向けて取り組んでいる。最終的には、食育に関する家庭への働きかけ、家庭の理解と取組みが最も大切であると感じる。

<方針2>

(1) 「教育の日」の設定

「卒業生一日先生」「保護者・祖父母・地域住民の参加型授業参観」を意図的・計画的に設定することで、指導目標「地域の人たちと話をしたり、いっしょに学んだりすることを通して学びを深められた」の回答割合が89.0%になっている。以前から同様の質問に対して富士宮市立学校は常に高い数値を示してきた。(3)「地域とともにある学校」の推進の目玉であるコミュニティ・スクールとも連携して、保護者や地域の方々を巻き込んだ教育活動を展開していくほしい。

(5) 教育相談・指導体制の強化

青少年相談センターは、「適応指導教室」「児童生徒及び保護者等を対象とした相談業務」「義務教育終了から39歳までの若者を対象とした相談業務」など多岐にわたる役割を担い富士宮市の教育になくてはならない存在となっている。一方で評価指標を「適応指導教室通級

者の学校復帰を目指す」と表記しているが、取組実績にその実状は示されていない。創設時の青少年相談センターは、不登校児童生徒（当時は登校拒否と表現）を学校に復帰させることを最優先に取り組んでいた。しかし現在は、不登校を必ずしも否定するものとはとらえていない。もちろん学校復帰を目指すことが青少年相談センターの役割の一つであることは変わりない。不登校の要因も様々で、不登校児童生徒の実態も千差万別である。学校以外の学習の場を模索する現状があり、家庭についてリモートで授業に参加することも可能な時代である。青少年相談センターの今日的な役割を精査して、評価指標を再考していただきたい。

<方針3>

(2) 子ども読書活動の推進

令和6年度は市民読書サポーターなどの熱意あふれる読書推進活動により、読み聞かせ事業実施延べ参加者数が大きく増加したことは評価できる。(8)読書活動の推進（中央図書館）の施策とも連携・協働して、子ども及び市民の読書活動の推進に努めてほしい。

<方針4>

(2) 安全教育の充実

「子どもの交通事故は、できる限りゼロに近づけたい。」誰もが願っていることである。子どもの交通事故の最も多い原因是、「小学生の飛び出し、中学生の自転車」。何十年も前から合い言葉のように唱えられてきたが、今も変わっていない。「交通安全リーダーと語る会」「自転車通学者の会」等を通して、学校・家庭・地域・警察等が連携・協働して交通事故ゼロを目指していくほしい。

(3) 防災教育の推進

「危機対応マニュアル」「危機管理マニュアル」の修正・見直し例を示し、各学校の実態に応じた見直しを求めることは、適切な対応であると感じる。加えて、評価指標の設問に対して「十分達成できた」の回答が96.0%であったことは評価できる。今日の日本国内においては、「地震」「津波」「台風」「集中豪雨」などによる甚大な被害が多発している。富士宮市においては、富士山噴火にも適切な対応が求められている。何よりも子どもの安全第一で対策を講じていただきたい。

その他の御意見

◆ 中 村 雅 子 委員

社会環境の変化が激しい中、前年度と同等又はそれ以上の成果を収めるために、責任を持って職務を遂行している教育関係の職員に感謝したい。

特に集客の部分では苦戦したと思うが、展示会やSNSなど工夫をしたことがよくわかる。引き続き広報に取り組んでいただきたい。

生成AIの普及が進んでいるが、これを使いこなすためにも、基礎学力、特に国語力が必要だということを実感している。「深い学び」に期待したい。

■ 大 崎 悟 委員

富士宮市議会からは、多岐にわたる教育委員会への質問・要望がなされている。様々な教育課題に対して、国・県の方向性を的確にとらえ、その上で富士宮市の実状に応じた方策を、適正かつスピード感を持って実践していくことを期待している。

IV 学識経験者の総合所見

教育事務点検評価委員 佐野 真紀

大項目 1 教育委員会の活動について

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務について

<大項目 1 >

教育委員会の活動について、計画通りに実施されている。

中項目(1)教育委員会の会議の運営改善

中項目(4)教育委員会と首長の連携

令和 7 年 3 月に策定された富士宮市こども計画について理解を深めるため、教育長、教育委員、教育部及び保健福祉部職員による勉強会を行ったほか、第 1 回総合教育会議では、こども・若者支援について協議し、連携を図ったとのことである。

こども計画の着実な実施に向けて連携を深めていこうとする動きは評価できる。

中項目(2)教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信

令和 5 年度に引き続き、教科用図書採択の議案に関連し、7 月定例会の傍聴者が多かったとのことである。多くの関心が寄せられていることがわかる。市民への広報を含め、教育委員会の活動について情報発信を続けてほしい。

<大項目 2 >

教育委員会が管理・執行する事務について、適切に実施されている。

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務について

<方針 1 >

(5) 生徒指導の充実

取り組みを進める上での課題として、プロアクティブ生徒指導の充実を挙げている。発達支持的生徒指導は、一人一人の教員の生徒への向き合い方によるところが大きいので、今後は研修の計画などに反映させて取り組んでいただきたい。

(6) 体力の向上と食育の充実

令和 6 年度の自己点検評価では、次年度への展望として、「しづおか元気っこ Lab」に紹介されている運動プログラムを事例として、市内小中学校においてこどもが自ら運動に取り組みたくなる環境づくりを推進していくと書かれていた。このことについて、読む人にわかりやすくするために、継続していることがわかるように示してほしい。

(7) 教職員の資質の向上

令和5年、令和6年と、2年連続で実績99.0%、A評価となった。令和8年度の評価を行う時期には次の計画がスタートしているため、次の期に向けて、どのような取り組みによってこうした評価を得られるようになったのか、総括に向けて検討に入ってほしい。

(8) 特別支援教育の充実

課題として、「特別支援教育コーディネーターが中核となり、共生社会の形成を意識した『多様性を尊重し合う学級・学校づくり』を推進していく必要がある」と指摘しているが、読む人にわかりやすくするために、その根拠を明示してほしい。

<方針2>

(1) 「学校力育成会議提言アクションプラン」の推進

令和4年・5年度の研究テーマの引継ぎと成果の共有、令和6年・7年度の取り組みの開始について記述されている。研究指定校だけの取り組みでなく、引き継がれ共有されていることは評価できる。

(2) 「教育の日」の設定

「卒業生1日先生の日」は、社会で活躍している各校の卒業生に話を聞くことは、核家族化が進み地域のつながりが希薄化した社会の中で、こどもが大人モデルを獲得する一つの契機になると思われる。

「保護者・祖父母・地域住民の参加型授業参観会」についての報告は、詳細な記述でわかりやすくなつた。

(5) 教育相談・指導の推進

令和4年からの相談件数を振り返ってみると、令和4年相談業務7,076件（うち若者773件）、令和5年相談業務4,819件（うち若者509件）、令和6年相談業務2,373件（うち若者307件）となっている。青少年相談センターの相談件数が減っており、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談が増えているとのことだが、そのほかの要因はあるのか、この評価だけではわからない。市内全体の相談状況を見るためには、相談件数の取り方と示し方を変える必要があるだろう。次の期に向けて検討していただきたい。

<方針3>

(2) 子ども読書活動の推進

令和7年度の目標値を達成するほどの伸びとなった。薮内氏の原画展と連動して読み聞かせを行つたのだろうか。そうだとすれば、それをグッドプラクティスとして次につなげてほしい。

(3) 文化・芸術活動の推進

市民文化会館休館中とのことでアウトリーチ事業を行つたことで、ほぼ前年度並みの実績となった。こうした工夫と新たな取り組みは評価できる。

課題として、高齢化や後継者不足により、市民芸術祭美術展や舞台部門への参加者が減少していることが指摘されている。ネット環境の発展により、個人が世界に向けてアートを発信する時代になつていていることを鑑みると、新たな芸術祭の形を模索することと、リアルな芸術体験の良さを伝えること

の両方が考えられるのではないか。次の期に向けて、計画を練っていただきたい。

<方針4>

(4) 学校図書館の充実

目標に迫る実績を挙げており、令和4年、5年に比べると大きく伸びている。今後も、各学校で学校図書館を活用した授業が行えるよう、引き続き取り組んでいただきたい。課題でも指摘されている通り、調べ学習ではインターネット検索が多用される傾向にある。インターネット検索に加え、AIによる検索や要約機能などが広がり、示された情報の真偽を確かめることの大切さが増している。ネットの情報を聞きかじってレポートを書くのではなく、根拠ある資料に基づいて体系的な知識を身に着けられるように、児童生徒を導いていってほしい。

V 総合評価（自己点検・評価を終えて）

教育長 望月俊伸

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく教育委員会による自己点検・評価は、今回で18回目を迎えました。

この自己点検・評価は、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」及び「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」について、教育委員会自身が一年間の教育施策を自ら振り返り、その効果や課題を客観的に検証し、市民の皆様への説明責任を果たすために作成しております。

今回の点検及び評価の対象である令和6年度につきましては、大項目1「教育委員会の活動」において、すべての評価指標で目標を達成（A以上の評価）することができ、教育委員、教育事務点検評価委員の皆様からも、「富士宮市こども計画」についての勉強会を実施したことは評価できる。今後も継続してほしい旨の御意見をいただきました。

また、大項目3「教育委員が管理・執行を教育長に委任する事務」につきましては、方針1「確かな学力と心を育む学校教育の充実」、方針2「学校・家庭・地域の連携による地域教育の推進」、方針4「安全・安心な教育環境の整備と教育活動の充実」において、すべての評価指標で概ね目標を達成（B以上の評価）することができ、この評価指標については2年連続のB以上の評価となっております。

現在の指標での自己点検・評価も3年目を迎え、折り返しの時期に来ております。教育事務点検評価委員の皆様からも、来期に向けての評価指標の設定について御意見をいただきました。

令和8年度は、次期計画（第4次富士宮市教育振興基本計画）を策定する年でもあります。計画策定に伴い、この自己点検・評価につきましても新たに指標を設定しますので、その際には、今回御指摘いただきました点を踏まえ、指標内容を検討したいと考えております。

教育委員会で実施している様々な取組が、富士宮市が掲げるこども像「富士山を心に、夢をもって生きるこども」の育成につながる取組となっているのか、また、富士宮市こどもたち、市民の皆様のウェルビーイングの向上につながっているのかを念頭に置きながら、日々取り組んで参りたいと思います。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- (1) 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- (3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- (5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- (10) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- (11) 学校給食に関すること。
- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- (13) スポーツに関すること。
- (14) 文化財の保護に関すること。
- (15) ユネスコ活動に関すること。
- (16) 教育に関する法人に関すること。
- (17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- (18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (5) 次条の規定による点検及び評価に関すること。

(6) 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。)に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

(教育機関の設置)

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

富士宮市教育委員会 自己点検・評価報告書（令和7年11月）

発行 富士宮市教育委員会

<問合せ先>

富士宮市教育委員会教育総務課

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地

T E L 0544-22-1182 F A X 0544-22-1242

E-mail e-somu@city.fujinomiya.lg.jp

ウェブサイト <http://www.city.fujinomiya.lg.jp/>
